

本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の通知及び公告)

第十九条 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。

第四章 弁護士の権利及び義務

(法律事務所)

第二十条 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。

但し、他の弁護士の法律事務所において執務する

3 地域内に設けなければならない。

(職務を行ひ得ない事件)

第二十五条 弁護士は、次に掲げる事件について

は、その職務を行つてはならない。ただし、第

三号及び第九号に掲げる事件については、受任

している事件の依頼者が同意した場合は、この

限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法

事務弁護士法人（同条第五号に規定する外国

法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用者である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ることができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すること

ができない。

九 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用者である場合に、当該弁護士法人又は当該国外法事務弁護士法人が受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて贊助し、又はその依

頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の

程度及び方法が信頼関係に基づくと認められ

るもの

三 受任している事件の相手方からの依頼によ

る他の事件

四 公務員として職務上取り扱った事件

五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った

事件

六 弁護士法人（第三十三条の二第二項に規定す

る弁護士法人をいう。以下この条において同

じ。若しくは弁護士・外国法事務弁護士共

同法人（外国弁護士による法律事務の取扱い

等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六

号）第二条第六号に規定する弁護士・外国法

事務弁護士共同法人をいう。以下同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法

人、当該弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は当該国外法事務弁護士法人が相手方の協

議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した

事件であつて、自らこれに関与したもの

七 弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁

護士共同法人の社員若しくは使用人である弁

の団体に照会して必要な事項の報告を求めるこ

とを申し出ができる。申出があつた場合

において、当該弁護士会は、その申出が適当で

ないと認めるときは、これを拒絶することがで

きる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の中会に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(委嘱事項等を行う義務)

2 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

八 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めどころにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞すこと

ができない。

係る取締役等若しくは使用人でなくなつたときも、同様とする。

4 弁護士会は、前項の規定による届出があつたとき、直ちに、當利業務從事弁護士名簿の記載を訂正し、又はこれを抹消しなければならない。

5 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

6 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

7 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

8 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

9 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

10 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

11 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

12 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

13 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

14 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

15 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

16 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

17 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

18 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

19 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

20 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

21 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

22 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

23 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

24 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

25 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

26 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

27 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

28 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

29 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

30 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

31 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

32 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

33 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

34 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

35 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

36 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

37 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

38 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

39 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

40 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

41 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

42 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

43 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

44 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

45 第一条の規定は、弁護士法人について準用する。

として法務省令で定める業務の全部又は一部を行ふことができる。

（訴訟関係事務の取扱い）

第三十条の六 弁護士法人は、次に掲げる事務については、依頼者からその社員又は使用人である弁護士（以下この条において「社員等弁護士」という。）に行わせる事務の委託を受けるものとする。この場合において、当該弁護士法人人は、依頼者に、当該弁護士法人の社員等弁護士のうちからその代理人、弁護士、付添人又は補佐人を選任させなければならない。

一 裁判所における事件（刑事に関するものを除く。）の手続についての代理又は補佐

二 刑事に関する事件の手続についての代理、も、社員等弁護士がその業務の執行に際し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者は活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

三 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

四 刑事に関する事件の手続についての代理、も、社員等弁護士がその業務の執行に際し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、依頼者は活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡で犯罪人引渡し審査請求事件における補佐

第五十条の七 弁護士法人は、政令で定めるところにより、登記をしてなければならない。

2 前項の規定により登記をしてなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の手続）

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員にならうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項の規定は、弁護士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 法律事務所の所在地
四 所属弁護士会
五 社員の氏名、住所及び所属弁護士会
六 社員の出資に関する事項
七 業務の執行に関する事項
（成立の時期）

第三十条の九 弁護士法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)
第三十条の十

び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。

間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。(二)

<p>(定款の変更)</p> <p>第三十条の十一 弁護士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。</p> <p>2 弁護士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならぬ。</p> <p>(業務の執行)</p>
<p>第三十条の十二 弁護士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>(法人の代表)</p>
<p>第三十条の十三 弁護士法人の業務を執行する社員は、各自弁護士法人を代表する。</p> <p>2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に弁護士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。</p> <p>3 弁護士法人を代表する社員は、弁護士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に对抗することができない。</p> <p>5 弁護士法人を代表する社員は、定款によつて禁止され得ないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(指定社員)</p>
<p>第三十条の十四 弁護士法人は、特定の事件について、業務を担当する社員を指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定がされた事件(以下「指定事件」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>3 指定事件については、前条の規定にかわらず、指定社員のみが弁護士法人を代表する。</p> <p>4 弁護士法人は、第一項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁護士法人に対して、相当の期間を定め、その期</p>
<p>(社員の責任)</p> <p>第三十条の十五 弁護士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。</p> <p>2 弁護士法人の財産に対する強制執行がその効力を生じなかつたときも、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定は、社員が弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。</p> <p>4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む)において、指定事件に關し依頼者に對して負担することとなつた弁護士法人の債務をその弁護士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかるわらず、指定社員(指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。)が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。</p> <p>5 前項の場合において、指定事件に關し依頼者に生じた債権に基づく弁護士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、弁護士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、指定期と同様とする。</p> <p>6 第四項の場合において、指定を受けている社員が指定の前後を問わらず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定期と同様とする。</p>

と同一の責任を負う。弁護士法人を脱退した後も同様とする。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第三十条の十六 弁護士法人は、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他的事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

（特定の事件についての業務の制限）

第三十条の十八 弁護士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）が相手方から受任している事件

五 第二十五条第一号から第七号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が職務を行つてはならないこととされる事件（他の弁護士法人等への加入の禁止等）

第三十条の十九 弁護士法人の社員は、他の弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となつてはならない。

弁護士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その弁護士法

百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第三十条の二十九 会社法第八百一十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に係る。)及び第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に係る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十一条第二項及び第三項、第八百三十七条から第六百三十九条まで、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。)並びに第八百四十六条の規定は弁護士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項(第六号に係る部分に係る。)、第八百七十二条(第五号に係る部分に係る。)、第八百七十三条の二、第八百七十一條本文、第八百七十二条(第五号に係る部分に係る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十条の三十一 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八条)第四条並びに会社法第六百条、第六百四十四条から第六百十九条まで、第六百二十二条及び第六百二十二条の規定は弁護士法人について、同法第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百五十五条、第六百六条、第六百九十五条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁護士法の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項」(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)とあるのは「弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の十九第一項又は第二百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十四条第一項(第五百九十四条第一項)と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十四条第一項(第五百九十四条第一項)

五十条第一項及び第二項、第六百五十二条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十五条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十四条、第六百五十五条、第六百五十六条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十二条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十三条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十四条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。

第五十条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十五条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百七十三条まで、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十四条、第六百五十五条、第六百五十六条第一項(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十二条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十三条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十四条(第一号及び第二号に係る部分に係る。)、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。

2弁護士会は、法人とする。
(設立の基準となる区域)

第三十二条 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

(会則)
第三十三条 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

弁護士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 会長、副会長その他の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定

三 入会及び退会に関する規定

四 資格審査会に関する規定

五 会議に関する規定

六 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しの請求の進達並びに第十三条の規定による登録取消しの請求及びその実施のために必要な手続に関する規定

七 弁護士道徳その他の会員の綱紀保持に関する規定

八 懲戒並びに懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定

九 無資力者のために対する法律扶助に関する規定

十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定

十一 司法修習生の修習に関する規定

十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定

十三 建議及び答申に関する規定

十四 営利業務の届出及び営利業務従事弁護士名簿に関する規定

十五 会費に関する規定

十六 会計及び資産に関する規定

十七 会員の登記に関する規定

十八 会員の職務に関する規定

十九 会員の登記に関する規定

二十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

四十一 会員の登記に関する規定

五 第四十三条第三項において準用する第三十条の二十八第二項の公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により登録する旨の会則があるときは、その定めの二十八第二項の公告を電子公告(会社法第二条第三十四条に規定する電子公告をいう。イにおいて同じ。)によりする旨の会則の定めがあるときは、その定め及び次に掲げる事項を定めるものとする。

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けけるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第四十三条第三項において準用する第三十条の二十八第六項において準用する会社法第九百三十九条第三項後段の規定による会則の定めがあるときは、その定め

ハ 弁護士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

イ 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

ロ 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

ハ 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

イ 弁護士会が解散したときは、二週間以内にこの法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手続について必要な事項は、政令で定めることとする。

二 会員及び副会長

三 会員の登記に関する規定

四 会員の登記に関する規定

五 会員の登記に関する規定

六 会員の登記に関する規定

七 会員の登記に関する規定

八 会員の登記に関する規定

九 会員の登記に関する規定

十 会員の登記に関する規定

十一 会員の登記に関する規定

十二 会員の登記に関する規定

十三 会員の登記に関する規定

十四 会員の登記に関する規定

十五 会員の登記に関する規定

十六 会員の登記に関する規定

十七 会員の登記に関する規定

十八 会員の登記に関する規定

十九 会員の登記に関する規定

二十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

(弁護士会の入会及び退会)

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する規定

二十六 会員の登記に関する規定

二十七 会員の登記に関する規定

二十八 会員の登記に関する規定

二十九 会員の登記に関する規定

三十 会員の登記に関する規定

三十一 会員の登記に関する規定

三十二 会員の登記に関する規定

三十三 会員の登記に関する規定

三十四 会員の登記に関する規定

三十五 会員の登記に関する規定

三十六 会員の登記に関する規定

三十七 会員の登記に関する規定

三十八 会員の登記に関する規定

三十九 会員の登記に関する規定

四十 会員の登記に関する規定

二十一 会員の登記に関する規定

二十二 会員の登記に関する規定

二十三 会員の登記に関する規定

二十四 会員の登記に関する規定

二十五 会員の登記に関する

指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。	2 日本弁護士連合会は、法人とする。	3 第四十六条 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。
日本弁護士連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第一項 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
二 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定	二 弁護士名簿の登録、登録換え及び登録取消しに関する規定	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
三 紹介審査会に関する規定	三 紹介審査会に関する規定	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
(会員)	(会員)	(会員)
第四十七条 弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。	第四十七条 弁護士、弁護士法人及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
(調査の依頼)	(調査の依頼)	(調査の依頼)
第四十八条 日本弁護士連合会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。	第四十八条 日本弁護士連合会は、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
(最高裁判所の権限)	(最高裁判所の権限)	(最高裁判所の権限)
第四十九条 最高裁判所は、必要と認める場合は、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求め、又は弁護士、弁護士法人及び弁護士会に関する調査を依頼することができる。(行政手続法の適用除外)	第四十九条 最高裁判所は、必要と認める場合は、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求め、又は弁護士、弁護士法人及び弁護士会に関する調査を依頼することができる。(行政手続法の適用除外)	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
(審査請求の制限)	(審査請求の制限)	(審査請求の制限)
第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条及び第四十二条第二項の規定に基づいて行う処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。	第五十条 第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十九条及び第四十二条第二項の規定に基づいて行う処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
(設置及び機能)	(設置及び機能)	(設置及び機能)
第五十一条 各弁護士会及び日本弁護士連合会は、日本弁護士連合会に準用する。	第五十一条 各弁護士会及び日本弁護士連合会は、日本弁護士連合会に準用する。	2 第三十三条 第二項第一号から第五号まで、第七号から第十一号まで、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項
第六章 資格審査会	第六章 資格審査会	第六章 資格審査会
第一節 懲戒	第一節 懲戒	第一節 懲戒
第二節 懲戒事由及び懲戒権者	第二節 懲戒事由及び懲戒権者	第二節 懲戒事由及び懲戒権者
第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は登録取消の請求に関する必要な審査をする。	第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は登録取消の請求に関する必要な審査をする。	第三節 弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は登録取消の請求に関する必要な審査をする。
（組織）	（組織）	（組織）
第五十二条 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。	第五十二条 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。	第五十二条 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。
2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てられる。	2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てられる。	2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てられる。
3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその他の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察署検事長若しくは地方検察官検事正の推薦に基き、その他の委員はその他の弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の総会においては、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の決議に基かなければならぬ。	3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその他の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察署検事長若しくは地方検察官検事正の推薦に基き、その他の委員はその他の弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の総会においては、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の決議に基かなければならぬ。	3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその他の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察署検事長若しくは地方検察官検事正の推薦に基き、その他の委員はその他の弁護士会の総会の決議に基き、日本弁護士連合会の総会においては、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基き、その他の委員は日本弁護士連合会の決議に基かなければならぬ。
（懲戒の請求、調査及び審査）	（懲戒の請求、調査及び審査）	（懲戒の請求、調査及び審査）
第五十三条 資格審査会に予備委員若干人を置く。	第五十三条 資格審査会に予備委員若干人を置く。	第五十三条 資格審査会に予備委員若干人を置く。
2 前条第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。	2 前条第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。	2 前条第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。
3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。(会長の職務及びその身分等)	3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。(会長の職務及びその身分等)	3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。(会長の職務及びその身分等)
第五十四条 会長は、会務を総理する。	第五十四条 会長は、会務を総理する。	第五十四条 会長は、会務を総理する。
2 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	2 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	2 会長、委員及び予備委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(審査手続)	(審査手続)	(審査手続)
第五十五条 資格審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることがができる。	第五十五条 資格審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることがができる。	第五十五条 資格審査会は、審査に関し必要があるときは、当事者、関係人及び官公署その他に對して陳述、説明又は資料の提出を求めることがができる。
2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはこれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三条の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに関しても陳述及び資料の提出をする機会を与えないべきならない。	2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはこれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三条の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに関しても陳述及び資料の提出をする機会を与えないべきならない。	2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはこれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三条の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに関しても陳述及び資料の提出をする機会を与えないべきならない。
3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。	3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。	3 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。
4 第二項又は前項の規定に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士の懲戒を行ふ場合にあつては、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行うことができる。	4 第二項又は前項の規定に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士の懲戒を行ふ場合にあつては、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行うことができる。	4 第二項又は前項の規定に当たつては、日本弁護士連合会は、その地域内に当該弁護士の懲戒を行ふ場合にあつては、その地域内にある法律事務所の業務の停止のみを行うことができる。
5 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。	5 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。	5 弁護士会は、その地域内に従たる法律事務所のみを有する弁護士法人に対するものに限りる。
6 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をしなければならない。	6 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しないことを相当と認めるときは、その旨の議決をしなければならない。	6 懲戒委員会は、第三項の審査により対象弁護士等につき懲戒しない旨の決定をしなければならない。
（懲戒の実施）	（懲戒の実施）	（懲戒の実施）
第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律の設置移転の禁止	第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律の設置移転の禁止	第五十六条 弁護士及び弁護士法人は、この法律の設置移転の禁止
2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に関する必要な審査をする。	2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に関する必要な審査をする。	2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に関する必要な審査をする。
（懲戒事由及び懲戒権者）	（懲戒事由及び懲戒権者）	（懲戒事由及び懲戒権者）
第五十七条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者	第五十七条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者	第五十七条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者
2 弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の所在地内にあるすべての法律事務所について業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。	2 弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の所在地内にあるすべての法律事務所について業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。	2 弁護士法人に対する懲戒に伴う法律事務所の所在地内にあるすべての法律事務所について業務の停止の期間中、その地域内において、法律事務所を設け、又は移転してはならない。
（懲戒事由及び懲戒権者）	（懲戒事由及び懲戒権者）	（懲戒事由及び懲戒権者）
第五十九条 第五十九条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者	第五十九条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者	第五十九条 第二節 弁護士法人に対する懲戒事由及び懲戒権者
規定期により弁護士会がした懲戒の処分について	規定期により弁護士会がした懲戒の処分について	規定期により弁護士会がした懲戒の処分について

下し、又は棄却する決定及び原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消して、事案を原弁護士会に送付する。

3 前項の規定により事案の送付を受けた原弁護士会は、その懲戒委員会に事案の審査を求めるべきはならない。この場合においては、第五十八条第五項及び第六項の規定を準用する。

4 約紀審査会は、約紀審査の申出を不適法として却下することを相当と認めるときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、約紀審査の申出を却下する決定をしなければならない。

5 約紀審査会は、前項の場合を除き、第一項の議決が得られなかつたときは、その旨の議決をしなければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、約紀審査の申出を棄却する決定をしなければならない。

(日本弁護士連合会の懲戒委員会による異議の審査等)

第六十四条の五 日本弁護士連合会は、第六十四条第一項の規定による異議の申出があり、当該事案が原弁護士会の懲戒委員会に付きされたものであるときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に異議の審査を求めなければならない。

2 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が第五十八条第六項の規定により対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたことについての異議の申出につき、前項の異議の審査により対象弁護士等を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒の処分の内容を明示して、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会がした対象弁護士等を懲戒しない旨の決定を取り消し、自ら対象弁護士等を懲戒しなければならない。

3 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないと、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるとときは、その旨の議決をする。この場合において、日本弁護士連合会は、当該議決に基づき、原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じなければならない。

4 日本弁護士連合会の懲戒委員会は、原弁護士会がした懲戒の処分が不當に軽いとする異議の申出につき、第一項の異議の審査によりその異議の申出に理由があると認めるときは、懲戒の

2 日本弁護士連合会は、その懲戒の手続に關し、次の各号に掲げる場合には、速やかに、対象弁護士等、懲戒請求者及び対象弁護士等の所属弁護士会に、当該各号に定める事項を書面により通知しなければならない。

一 約紀委員会に事案の調査をさせたとき又は懲戒委員会に事案の審査を求めたとき又は旨及び事案の内容

二 対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしたとき その旨及びその理由

三 約紀委員会に異議の審査を求めたとき、約紀審査会に約紀審査を求めたとき又は懲戒委員会に異議の審査を求めたとき その旨

四 第六十四条の第二項又は第六十四条の第四項の規定により原弁護士会に事案を送付したとき その旨及びその理由

五 原弁護士会に対し、速やかに懲戒の手続を進め、対象弁護士等を懲戒し、又は懲戒しない旨の決定をするよう命じたとき その旨及びその理由

六 异議の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

七 約紀審査の申出を却下し、又は棄却する決定をしたとき その旨及びその理由

八 懲戒委員会又はその部会が、同一の事由について刑事訴訟が係属していることにより懲戒の手続を中止したとき又はその手続を再開したとき その旨及びその理由

九 懲戒の手続に付された弁護士が死亡したこと又は弁護士でなくなつたことにより懲戒の手続が終了したとき その旨及びその理由

第三節 懲戒委員会

(懲戒委員会の設置)

第六十五条 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の求めにより、その所属の弁護士又は弁護士法人の懲戒に関して必要な審査をする。

(懲戒委員会の委員)

第六十六条の二 弁護士会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から、それぞれ弁護士会の会長が委嘱則で定める数の委員をもつて組織する。

2 2 日本弁護士連合会の懲戒委員会の委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の者の中から、それぞれ日本弁護士連合会の会長が委嘱する。この場合において、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事総長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づき、委嘱しなければならない。

3 3 懲戒委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 4 懲戒委員会の委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 5 委員長は、会務を総理する。

6 6 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長職の職務を行う。

7 7 前条第四項の規定は、委員長に準用する。

(懲戒委員会の予備委員)

8 第六十六条の四 懲戒委員会に、四人以上であつてその置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会則で定める数の予備委員を置く。

9 9 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長は、その委員と同じ資格を有する予備委員の中からその代理をする者を指名する。

10 10 第六十六条の二の規定は、予備委員に準用する。

(懲戒委員会の部会)

11 第六十六条の五 懲戒委員会は、事案の審査をするため、必要に応じ、部会を開くことができる。
12 12 部会は、委員長が指名する弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者である委員各一人以上をもつて組織する。

13 13 部会に部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

2 新弁護士法第六十四条の六第二項及び第三項の規定は、施行日前に弁護士会又は日本弁護士連合会がした懲戒の処分については、適用しない。新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由が施行日前に生じた場合については、適用しない。

3 新弁護士法第六十四条の七の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に規定する通知の事由が施行日前に生じた場合については、適用しない。

4 施行日前に弁護士会が弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒した場合において、その弁護士又は弁護士法人に対する懲戒の請求をした者が施行日以後にこれについての異議の申出をするときは、その異議の申出は、その懲戒の請求をした者が当該弁護士会からその弁護士若しくは弁護士法人を懲戒しない旨の決定をし、又はこれを懲戒したことの通知を受けた日（通知を受けた日が施行日前である場合は、施行日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。新弁護士法第六十四条第三項の規定は、前項の異議の申出に準用する。）

（日本弁護士連合会の綱紀委員会等の委員の任期に関する特例）

第五条 施行日以後最初に委嘱される日本弁護士連合会の綱紀委員会の委員の任期は、新弁護士法第七十条の三第三項の規定にかかるらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、当該委員の総数の半数（当該委員の総数が奇数である場合には、その二分の一の数にじた端数を切り捨てた数）については、一年とする。

（綱紀委員会の委員等の委嘱手続に関する特例）

第六条 施行日以後最初に委嘱される綱紀審査会の委員の任期は、新弁護士法第七十一条の三第二項の規定にかかるらず、日本弁護士連合会の総会の決議の定めるところにより、そのうち五人につけでは、一年とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（裁決所法等に係る資格要件に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に於ける裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

（附則）（平成一六年三月三一日法律第九号）

（施行期日）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（裁決所法等に係る資格要件に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に於ける裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

（施行期日）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（裁決所法等に係る資格要件に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に於ける裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

（附則）（平成一六年六月一八日法律第一号）

（施行期日）

この法律は、平成十六年六月一八日から施行する。

（裁決所法等に係る資格要件に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に於ける裁判所書記官研修所教官の在職は、裁判所法第四十一条、第四十二条（判事補の職権の特例等に関する法律昭和二十三年法律第百四十六号）第一条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十四条、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十九条並びに弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五条の規定の適用については、裁判所職員総合研修所教官の在職とみなす。

（施行期日）

この法律は、平成一七年七月一五日法律第八号抄（平成一七年七月一五日法律第八号）

（施行期日）

この法律は、平成一七年七月一五日法律第八号抄（平成一七年七月一五日法律第八号）

（施行期日）

この法律は、平成一七年七月一六日法律第八号抄（平成一七年七月一六日法律第八号）

（施行期日）

この法律は、平成一八年六月二日法律第五〇号抄（平成一八年六月二日法律第五〇号）

（施行期日）

この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

（附則）（平成一八年六月二日法律第五〇号）

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（平成二二年七月一五日法律第五九号）

（施行期日）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七)

(四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六)

(施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの、当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(「なお従前の例による。」の訴えの提起については、なお従前の例による)。

第二条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第三条 この法律は、この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることによる。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることによる。

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十三条、第二百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定)公布の日を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定)公布の日を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第二百五十五条(職業能力開発促進法第三十条の十二項第一号の改正規定を除く)、第九十条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十条、第一百三十九条、第一百五十五条、第一百六十三条、第一百七十三条、第一百三十九条、第一百五十五条、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十二条(フロン類の規制による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法人的資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年一二月一一日法律第七)

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六)

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第七)

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第七)

(施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年五月三〇日法律第三)

(施行期日) この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三)

(施行期日) この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三)

(施行期日) この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部
分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び
「読み替える」を「、同法第百四十六条の二中
「商業登記法」（とあるのは「金融商品取引法
（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条における
いて準用する商業登記法」（と「商業登記法
第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第
九十条において準用する商業登記法第一百四十五
条」と読み替える」に改める部分を除く）、同
法第一百条の四、第一百一条の二十第一項、第二百
条第一項及び第二十二条の十の改正規定、同法第
百二条の十一の改正規定（「第十七条から」の
下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を
加え、「第五十号及び第六十号」を「第十四号
及び第十五号」に改める部分、「及び第二十
三条項」を削る部分及び「読み替える」を「
同法第一百四十六条の二中「商業登記法」（とあ
るのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第
二十五号）第二百二条の十一において準用する商
業登記法」（と、「商業登記法第一百四十五条
とあるのは「金融商品取引法第二十二条の十一に
おいて準用する商業登記法第一百四十五条」と読み
替える」に改める部分を除く。）並びに同法
第一百四十五条第一項及び第一百四十六条の改正規
定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する
法律第二十三条から第二十四条の二までの改
正規定及び同法第二十五条の改正規定（第二
十三条の二まで）」を「第十九条の三まで（登
記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添
付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二
十一条から」に「第五十号及び第六十号」を
「第十四号」に改める部分を除く。、第三十二
条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十
四条第一項の改正規定（「三百五十五条第一項本
文及び第四項」の下に「から第六项まで」を加
える部分を除く。）同法第六十四条第四項の
改正規定、同法第一百六十六条第二項第四項の
改正規定（「同法第一百六十六条第二項第八号の次
に一号を加える改正規定、同法第一百七十七条の
「若しくは」とを削り、「百七十五条」と
の下に「同法第一百四十六条の二中「商業登記
法」（とあるのは「投資信託及び投資法人に関する
法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二
百七十七条において準用する商業登記法」（と
、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは

「投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条において準用する商業登記法第百四十五条「と」を加える部分を除く。)及び同法第二百四十九条第十九号の次に一号を加える改正規定(第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八条の八)を「第四十八条の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八条の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八条から八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十九条第一項の改正規定(規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二条第五項第三号の改正規定を除く。)、第三百十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四条、第三百十八条第四項、第三百一十五条の二並びに第三百一十五条の五第二項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十一条の三第一項第五号を除く。)中「に」に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に」「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。)及び第四項、第三百十一条第四項、第三百十二条第五項、第三百四十四条並びに第三百十八条第四項を除く。)中「株主」とあるのは「総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二条まで」とあるのは「次条及び第四号を除く。)中「前条第四項」とあるのは「第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「に」「第三百条」とあるのは「相互会社」と、「に」に、「第三百条

三十一条第四項及び第三百一十二条第五項」を「第三百一十二条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面)をいう。以下同じ。」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。」、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定(「第四十八条」を「第五十一条」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」及び「登記」を「登記」に、「第一百四十八条」を「第一百三十七条」に、「職業抹消」を「職業抹消」並びに第百三十九条から第百四十八条までに改める部分及び「第四十八条から第五十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第一百五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第二項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第一百五号)第六十七条规定中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。」、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(「及びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条第一項第二項の改正規定、同法第二百一十六条の改正規定(「、第二十一条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二百一十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」と「を加える部分を除く。」並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に「号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を

削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に「一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第八十条第三項第一項の改正規定（第二十七条）を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「）、第二十二条から第二十七条まで〔に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第八十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第八号）第八十八条第三条第一項において準用する商業登記法」とと、「商業登記法第八十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八百八十三条第一項において準用する商業登記法第八十五条」とを加える部分を除く。」及び同法第三百十六条第一項第十七号の次に「一号を加える改正規定、第四十八条の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項六条第一項第十七号を除く。」）を削る部分に限る。」第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」とを削る部分を除く。」）同法第三十九条第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定、第五十八条及び第六十一条の規定、第六十七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第六十九条中消費生活協同組合法第八十条の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十二条に改める部分を除く。」第七十一条中医疗法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六十七条の規定、第八十条中農村負債整理組合法

第三項ヲ除ク」を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三条の六の次に「一条を加える改正規定、同法第四十三条の七の三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定及び同法第六十条の四第三項正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に「一条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に「一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第一款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第一百三十二条」を「、第一百三十二条から第一百三十七条まで、並びに第一百三十九条」に改める部分及び「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第一百九十九条第十九条第一項の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十九条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第一百十三条の第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中

附則（令和二年五月二九日法律第三百三十九条）抄
（施行期日）
附則（施行期日）抄
（令和四年三月三一日法律第四百四十二条）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条から附則第五条まで及び附則第二十六条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第九十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

に第九十七条の規定
(罰則に関する経過措置)

この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

次に掲げる規定 令和五年四月一日
及び口 略

（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、
同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第五十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の

附 則（令和四年六月一七日法律第六八
号）抄

（施行期日）

二 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一四日法律第五三
号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「又は電磁的記録に記録された事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三

号の改正規定、同法第百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百五十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日